上尾市消防本部からのお知らせ

みなさん付けてますか。住宅用火災警報器

平成２０年６月１日からすべての住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

火災から大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう！

どうして住宅用火災警報器の設置が必要なの？

■ 火災による死者の約6割は住宅火災

■ 住宅火災による死者の約6割は『**逃げ遅れ**』

⇒火災を早く発見し『**逃げ遅れ**』を防ぐためには･･･

◎火災の煙や熱を自動で感知し、警報音などで火災の発生を早期に知らせる**住宅用火災警報器**が有効です

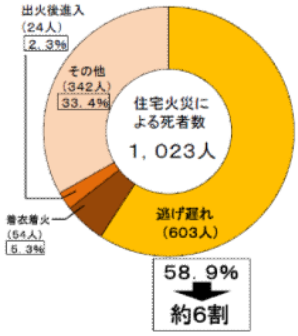

出典：消防庁（平成21年）

住宅用火災警報器はどこに設置するの？

■ 逃げ遅れを防ぐため『**寝室**』と『**階段**※』に設置が必要です

※寝室が2階以上の階にある場合

■ 上尾市では義務ではありませんが、出火危険の高い台所への設置を推奨しています

◎『**寝室**』と『**階段**』に設置する住宅用火災警報器の種類は、『**煙式**』が必要です（台所は熱式でも可）

どこで購入するの？

■ ホームセンター、家電販売店、防災機器取扱店などで販売されています

※「NSマーク」が付いている住宅用火災警報器は国が定める規格に適合しています

NS 日本消防検定協会

悪質な訪問販売にご注意！！

■ 市内でも住宅用火災警報器2個を10万円で購入した事案が発生していますので、十分ご注意ください

※消防職員や市の職員が販売することはありません

住宅用火災警報器
取り付けたそのあとは

住宅用火災警報器が鳥ったときどうする！？日ごろの点検・お手入れは必要！？

住宅用火災警報器が鳴ったときはどうするの？

【火災のとき】

- ■ 火元を確認し、可能であれば初期消火を行ってください
- ■ 火が消えなければすみやかに避難してください
- ■ 119番通報を忘れずに

【火災ではないとき】

- ■ 異常がないか周囲をもう一度確認しましょう
- ■『警報停止ボタン』や『引きひも』で警報音を止め、室内の換気を行いましょう

※『調理時の煙や湯気』『くん煙式殺虫剤の使用』などでも鳴ることがあります

住宅用火災警報器の日ごろの点検・お手入れは？

◎はじめに取扱説明書を確認の上、点検・お手入れを行ってください

【点検方法】

- ■ 1ヶ月に1回程度、作動点検をしましょう
- ■『警報停止ボタン』や『引きひも』で点検を行います
- ■ 次の場合にも作動点検を行ってください
  - ① 初めて設置したとき
  - ② 設置場所を変えたとき
  - ③ 掃除をしたとき
  - ④ 長い間留守にしたとき
  - ⑤ 故障や電池切れが疑われるとき

【お手入れ】

- ■ ほこりやくもの巣などが付くと、火災の煙を感知しにくくなります
- ■ 1年に1回程度は、乾いた布でふき取りましょう

次のことは絶対にしないでください。故障や破損の原因になります。

①ベンジンやシンナーなどの有機溶剤は絶対に使わないでください。

②水洗いは絶対にしないでください。

●住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

・上尾市消防本部予防課　TEL：775-1314・FAX：775-2230・メール：s582000@city.ageo.lg.jp

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前８時30分～午後５時15分

・東消防署 TEL：775-1310・西消防署 TEL：725-2624

・原市分署 TEL：722-5225・大谷分署 TEL：726-2771

・上平分署 TEL：775-0119・平方分署 TEL：782-0911

●悪質訪問販売に関する問い合わせ先

・上尾市消費生活センター（相談専用）

TEL：775-0801・FAX：776-4600

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前10時～正午・午後１時～４時

平成23年3月発行／上尾市消防本部予防課